

**【談話】教職員のいのちと健康を守り、どの子にもゆきとどいた教育を保障するための「働き方改革」を  
～中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に  
関する総合的な方策について（中間まとめ）」と文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」について～**

2018年1月16日

全日本教職員組合（全教）

書記長 小畑 雅子

中央教育審議会は昨年12月22日、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」）を発表しました。それを踏まえて文部科学省は12月26日、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（以下、「緊急対策」）をまとめました。

社会的な問題ともなっている教職員の長時間過密労働の深刻な実態を解消するためには、①教職員のいのちと健康を守る、②どの子にもゆきとどいた教育を保障するための条件を守る、という2つの観点で考えることが重要です。その立場から「中間まとめ」と「緊急対策」について以下の4点を指摘します。

## 1. 教職員の長時間過密労働の深刻な実態の解決を求める運動と世論の高まりの反映

文科省の調査結果においてさえ、小学校教員の3分の1、中学校教員の6割がいわゆる「過労死ライン」を超える時間外勤務をおこなっているという深刻な実態に対し、教職員や研究者、父母・保護者など広範な国民から解決を求める声が上がっています。全教は、各組織が教職員アンケート「これが原因、わたしの長時間過密労働。これが必要、解決のために」（以下、「これが原因」）にとりくみ、11月には「教職員の長時間過密労働の抜本的な解決を求める全教の提言」を発表して、さまざまな分野の団体・個人の皆さんとの懇談を重ねてきました。

「中間まとめ」が、この問題の解決は「教師一人一人の取組や姿勢のみで解決できるものではない」として、校長や教育委員会、国、「家庭、地域等も含めた全ての関係者」のとりにくみを期待していること、それを受けて文科省が予算措置を盛り込んだ「緊急対策」を発表したことは、こうした運動と世論の高まりの反映であると考えます。

また、「中間まとめ」が標準授業時間数を大きく上回る授業計画は「教師の負担増加に直結するおそれが高い」としたこと（p15）、入試における評価の見直しの検討や生徒の負担増など部活動に係る記述（p24～26）、勤務時間の把握にあたって「真に必要な教育活動を疎かにしたり、虚偽の記録を残す、又は残させたりすることがあってはならない」などの記述（p35）は、これまで全教が指摘してきたような学校や教職員の实態をふまえたものであり、その実効性を具現化するための施策を求めるものです。

## 2. 長時間過密労働を解消するための根本的な解決策が示されていない

しかし、「中間まとめ」と「緊急対策」の中心は「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」に置かれており、以下のような教職員の長時間過密労働を解消するための根本的な解決策については十分にふれられていません。最終答申において、その重要性があきらかにされることを強く求めるものです。

その第一は、教職員定数の抜本的改善です。文科省は、「1時間の授業には1時間の準備が必要だと考えて教職員定数を算定」していると国会で答弁していますが、この間、標準授業時間数が増えているにもかかわらず、それに見合う教職員定数は増えていません。「中間まとめ」はその点を指摘し、「教師の一人一人の業務量を減らすために教職員定数をふやすべきである」という意見も紹介していますが、来年度予算案に盛り込まれた教職員定数増はきわめてわずかです。また、この間の教職員定数に係る政策によって臨時・非常勤教職員の拡大・多用化が進行し、教職員が未配置となる「教育に穴があく」実態が全国に生じ、必要な人員が確保されていないことが教職員の長時間過密労働の要因となっています。そのため、文科省の勤務実態調査においても、授業とその準備、子どもたちの指導等、いわゆる「本来業務」だけで勤務時間を超えてしまっているのが現状です。教職員定数を抜本的に増やして教員一人あたりの授業持ち時間数を引き下げ、勤務時間の中でゆとりをもって子どもとふれあい、授業の準備を行う条件をつくることが不可欠です。

第二は、教員が一人一人の子どもを授業中や学級活動の中でいねいに見ることができるよう、小中高の全学年で少人数学級を実現することです。文科省の教員勤務実態調査の分析においても、「小学校では担任児童数が多いほど、平日の学内勤務時間全体及び成績処理に係る業務時間が長い傾向にある」ことが示されています。それにもかかわらず、少人数学級の必要性については、「中間まとめ」にも「緊急対策」にも言及されておらず、審議の中でもほとんどふれられていません。これは、重大な問題です。

第三は、全国一斉学力テストなどに代表される競争主義的で管理的な教育政策を見直し、教職員の教育上の自主的権限や専門性を尊重する政策へと転換することです。「これが原因」のアンケートでは、本来、自主的・自発的におこなわれ

るべき研修の強制や教育行政による学校訪問等のための指導案の書き直し、一斉学力テストにかかわる採点や分析、授業改善計画の作成など、競争と管理の教育政策が教職員に大きな負担をもたらしていることがあきらかになっています。しかし、「中間まとめ」はそのような観点での検討をおこなっていないどころか、教育政策の根幹となる「新学習指導要領の円滑な実施を通じた子供たちの資質・能力の育成」を「学校における働き方改革」の意義の冒頭にあげています。来年度から改訂学習指導要領の移行措置が実施され、授業時間数の増加や小学校英語の導入など、子どもと教職員の負担は増えるばかりです。このような教育政策の根本的転換なしには、長時間過密労働の解消はできません。

### 3. 「学校・教師が担う業務の明確化・適正化」は、教職員の長時間過密労働の解消につながるのか

「中間まとめ」と「緊急対策」は、「学校及び教師が担う業務」を「学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに区分し、地方公共団体や地域ボランティア、部活動指導員や様々な「スタッフ」、「民間委託による外部人材」等に委ねることによって「学校及び教師の業務の総量を減らす」としています。しかし、このような「業務の明確化・適正化」が、本当に、教職員の長時間過密労働の解消につながるのか、学校と教職員に新たな困難をもたらすのではないかと、いくつかの問題を指摘せざるを得ません。

第一に、人の配置ができるのかという問題です。「中間まとめ」と「緊急対策」は、学校にこれまでより多くの非常勤「スタッフ」やボランティアを配置するとしています。地域によっては今でさえ部活動指導員や「支援員」等の配置に困難をきたしている中で、はたしてそのような配置が可能なのでしょうか。また、給食の安全管理は「学級担任と栄養教諭の連携」とありますが、全教が要求している1校1名の栄養教諭・栄養職員の配置には程遠い現状です。調査報告や学校徴収金の管理など、事務職員の業務が増えて負担が増大することも心配です。「中間まとめ」は「共同学校事務体制の強化」を強調していますが、その先行実施地域からは様々な困難を指摘する声が上がっています。

第二に、様々な「スタッフ」等を含めた体制づくりの難しさです。人格と人格のふれあいを軸とする教育活動においては、子どもにかかわる全ての教職員が情報を共有し、自由闊達に子どものことを話し合い、合意をつくっていくことが不可欠であり、そのためには多くの時間が必要です。様々な「スタッフ」を導入することがただちに勤務時間の縮減につながると断定することはできません。また「中間まとめ」は、教職員の体制づくりについて管理職の「マネジメント」が重要だとしていますが、それだけでは今以上に効率優先の考え方や業務のマニュアル化が持ち込まれ、学校が子どもを大切に育てるための人間味あふれた場でなくなってしまうことが危惧されます。

第三に、そもそもこのような「業務の明確化・適正化」が、教育の場にふさわしいものなのか、子どもや父母・保護者、教職員の願いに合ったものなのか、という問題です。たとえば、休み時間の子どもとの対応や清掃指導について、ボランティアの協力や民間委託などが提起されていますが、教職員にとってそれらは、子どもとの信頼関係を築いたり、指導のあり方を考えたりする上で重要なとりくみです。進路指導を外部人材に委託することが提言されていますが、進路指導こそ、教職員が子どもと一緒に生活する中で子ども理解を深め、それぞれの子どもに合わせた指導が期待されるものです。

「中間まとめ」と「緊急対策」は、国が「学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化」し、学校管理規則に位置づけるための「モデル案」を作成するとしています。このことによって教職員の自主性や専門性が損なわれたり、指導の画一化が図られたりするようなことがあってはなりません。

このように多くの問題を含む「業務の明確化・適正化」よりも、正規教職員定数の抜本的改善と少人数学級の実施によってこそ、教職員の長時間過密労働を解消し、どの子にもゆきとどいた教育をすすめる条件がつけられると考えます。

### 4. 「原則として時間外勤務は命じられない」主旨を活かした給特法の改正を

「中間まとめ」は、「公立学校の教師の時間外勤務の抑制に向けた制度的措置」として勤務時間の「上限の目安を含むガイドライン」と「それに実効性を持たせるための方策」を求め、「給特法の在り方及び1年単位の変形労働時間制の導入」について今後の検討課題としています。長時間勤務の歯止めになっていない給特法について、全教は、子どものために「教師の自発性や創造性にもとづく勤務」をおこなう教育現場の特質をふまえ、「原則として時間外勤務は命じられない」という主旨を堅持した上での改正を求めます。また、「中間まとめ」は、政府全体の「働き方改革」の理念を「共有」するとしています。全教は、労働時間の規制に穴をあけ、歯止めのない長時間労働を合法化する安倍「働き方改革」に反対するとともに、その一環である「1年単位の変形労働時間制」は導入すべきでないと考えます。

「もっと子どもとふれあう時間がほしい」「しっかりと授業準備をする時間がほしい」など、「これが原因」に寄せられた切実な願いを実現し、教職員がゆとりをもって笑顔で子どもの前に立てる勤務条件・教育条件を整えることができるよう、全教は、全国の教職員、父母・保護者、国民と連帯し、いっそう大きな運動を広げていく決意です。